

## 質問回答

2017 年 12 月 18 日

「(案件名)ミャンマー国中小企業金融強化事業(フェーズ 2)実施促進支援【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017 年 12 月 6 日/公示番号:170852)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	「第 2 業務の目的・内容に関する事項」 6.業務の内容 (3)	(3) の 1) で説明されている緩和的な担保条件による優先融資枠において実現する内容は、「第 3 業務実施上の条件」の 3. 配布資料/貸与資料の 2)「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」65 ページ 5-4-4 担保偏重を脱却する仕組み(提言2)で提言されている内容を実現するということでしょうか。	情報収集・確認調査報告書上は提言が有りますが、円借款「中小企業金融強化事業(フェーズ 2)」(以下「中小企業 TSL フェーズ 2」)の審査時には、担保要件の具体的な緩和方法については決定しておりません。 受注者には情報収集・確認調査での提言内容を踏まえつつ、本業務でミャンマー側と協議の上、詳細要件の検討支援を行っていただきます。
2	「第 3 業務実施上の条件」 3.配布資料/貸与資料	2)「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」65 ページ 5-4-4 担保偏重を脱却する仕組み(提言2)で提言されている内容のうち、無担保融資に関するものは短期融資(図表 34 において Loan Term が Short と記載されている)で対応するスキームを実現するということでしょうか。 なお、「第 2 業務の目的・内容に関する事項」1 ページ目、1. 業務の背景の第 3 パラグラフ 2 行目以降に「MEB から PFIs への <u>中長期資金供給を通じた</u> 中小企業等へのツーステップローン供与・・・」と記載されておりますが、短期資金供給も含まれるということでしょうか。	情報収集・確認調査報告書上は提言が有りますが、中小企業 TSL フェーズ 2 の審査時に、短期融資による対応を必須とすることで合意しているわけではありません。本業務で、融資期間、担保内容、金利水準等の組み合わせ等を検討しつつ、本業務でミャンマー側と協議の上、詳細要件の検討支援を行っていただきます。 なお、「中小企業 TSL フェーズ 2」では、返済期間 3-5 年の中長期資金供給を推奨していますが、返済期間 1 年の短期融資も許容しています。

3	<p>「第3 業務実施上の条件」 3.配布資料／貸与資料</p>	<p>2)「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」65ページ 5-4-3 PFI の金利マージンの削減(提言1)が記載されておりますが、フェーズ2ではこの条件に設定するということでしょうか。</p>	<p>情報収集・確認調査報告書上は提言が有りますが、中小企業TSLフェーズ2の審査時は、金利マージンの削減については合意しておらず、先行円借款案件「中小企業金融強化事業」と同様の金利体系を採用することで合意しております。 ただし、本業務期間中にミャンマー側から金利変更の要望が出る場合は、弊機構と協議の上、方針を決定します。</p>
---	--------------------------------------	---	--

以上